

第3回 三重河川流域委員会

議 事 次 第

日時：平成20年11月17日(月) 13:30～16:30

場所：松阪市嬉野保健センター

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題
 - (1) 第2回 三重河川流域委員会議事要旨の確認
 - (2) 雲出川行政会議の開催結果報告
 - (3) 雲出川の現状と課題の取りまとめ
 - (4) 雲出川水系河川整備計画たたき台（骨子）
 - (5) その他
4. 閉 会

配布資料

資料- 1

議事次第

出席者名簿

配席図

三重河川流域委員会規約

三重河川流域委員会の運営について

雲出川水系河川整備計画（大臣管理区間）策定の進め方

三重河川流域委員会 意見用紙

資料- 2

第2回 三重河川流域委員会 議事要旨

資料- 3

雲出川行政会議 開催報告

資料- 4 - 1

雲出川の現状と課題（案）

資料- 4 - 2

雲出川の現状と課題に対する補足説明

資料- 4 - 3

雲出川の現状と課題（取りまとめ）

資料- 5 - 1

雲出川水系河川整備計画 治水対策の考え方（案）

資料- 5 - 2

雲出川水系河川整備計画たたき台（骨子）（案）

資料- 6

今後の予定

第3回 三重河川流域委員会 出席者名簿

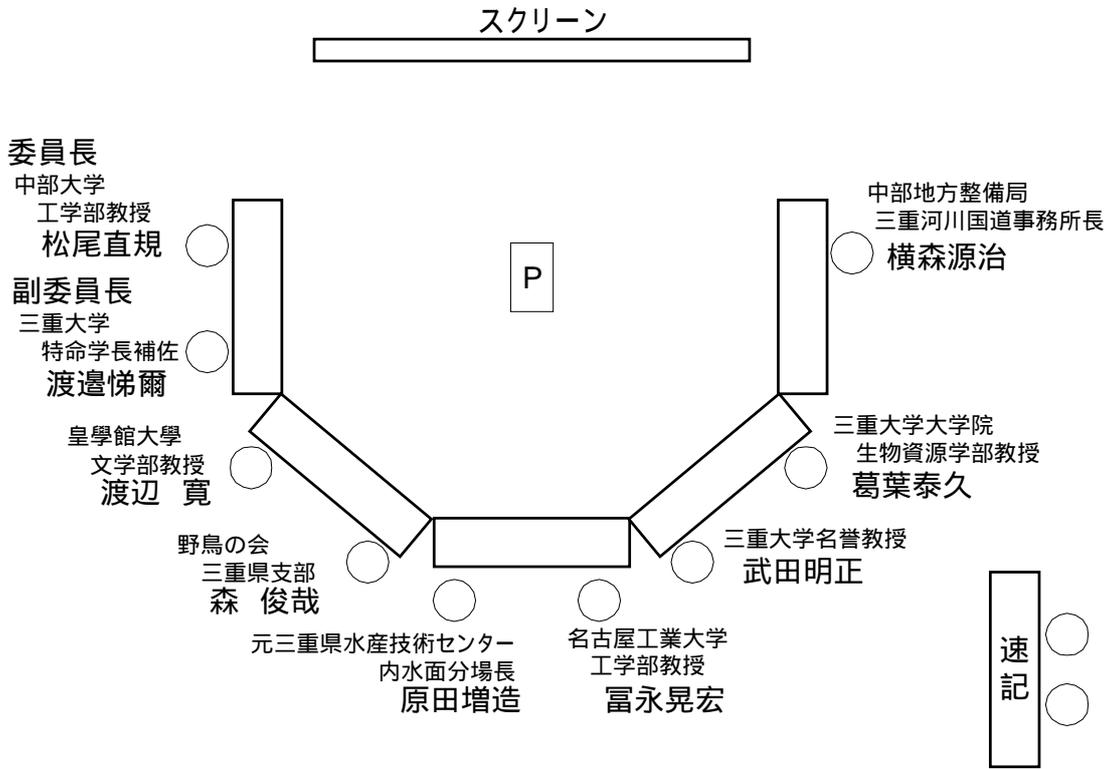
役 職	名 前	専 門 分 野	所 属
	くずは やすひさ 葛葉 泰久	河川・水文	三重大学大学院 生物資源学部教授
	たけだ あきまさ 武田 明正	植物・森林	三重大学名誉教授
	とみなが あきひろ 富永 晃宏	河川	名古屋工業大学 工学部教授
	はらだ ますぞう 原田 増造	魚類	元三重水産技術センター内水面分場長
委員長	まつお なおき 松尾 直規	水質	中部大学 工学部教授
	もり としや 森 俊哉	鳥類	野鳥の会 三重県支部
	わたなべ かん 渡辺 寛	歴史・文化	皇學館大学 文学部教授
副委員長	わたなべ ていじ 渡邊 悌爾	経済	三重大学 特命学長補佐

(敬称略 50 音順)

< 欠席 >

役 職	名 前	専 門 分 野	所 属
	いしい あつし 石井 敦	農業水利	三重大学大学院 生物資源学部准教授

第3回三重河川流域委員会 配席図



三重県	事務局 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

東海農政局	事務局 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

事務局	事務局
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

記者席	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

記者席	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

傍聴者席

会場の都合により変更させていただくことがあります。
一般傍聴者の方は、報道記者席以外の傍聴者席をお願いします。

三重河川流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「三重河川流域委員会」(以下「流域委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、三重河川の河川整備計画(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者の河川に関する意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

2. 河川整備計画(案)策定河川は、鈴鹿川・雲出川・宮川とし、河川整備計画見直し河川として櫛田川とする。

(組織等)

第3条 流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙の通りとする。

2. 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
3. 委員に欠員が生じた場合には、必要に応じて委員の補充を行うものとする。
4. 流域委員会は、必要に応じて河川ごとに専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

(情報公開)

第4条 流域委員会の会議、会議資料、議事録については特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則として公開する。

(会議)

第5条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙の通りとする。

2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。
5. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
6. 委員の代理出席は原則として認めない。

(事務局)

第6条 流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所が行うものとする。

2. 事務局は、流域委員会の指示により、会議資料の作成、説明、議事要旨及び会議内容のとりまとめ等を行うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会においてこれを定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成20年3月17日から施行する。

別紙

役職	専門分野	名前	所属
	農業水利	いしい あつし 石井 敦	三重大学大学院 生物資源学部准教授
	河川・水文	くずは やすひさ 葛葉 泰久	三重大学大学院 生物資源学部教授
	植物・森林	たけだ あきまさ 武田 明正	三重大学名誉教授
	河川	とみなが あきひろ 富永 晃宏	名古屋工業大学 工学部教授
	魚類	はらだ ますぞう 原田 増造	元三重水産技術センター内水面分場長
委員長	水質	まつお なおき 松尾 直規	中部大学 工学部教授
	鳥類	もり としや 森 俊哉	野鳥の会 三重県支部
	歴史・文化	わたなべ かん 渡辺 寛	皇學館大学 文学部教授
副委員長	経済	わたなべ ていじ 渡邊 悌爾	三重大学 特命学長補佐

(敬称略 50音順)

三重河川流域委員会の運営について

(主 旨)

三重河川流域委員会（以下「流域委員会」という）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

(傍 聴)

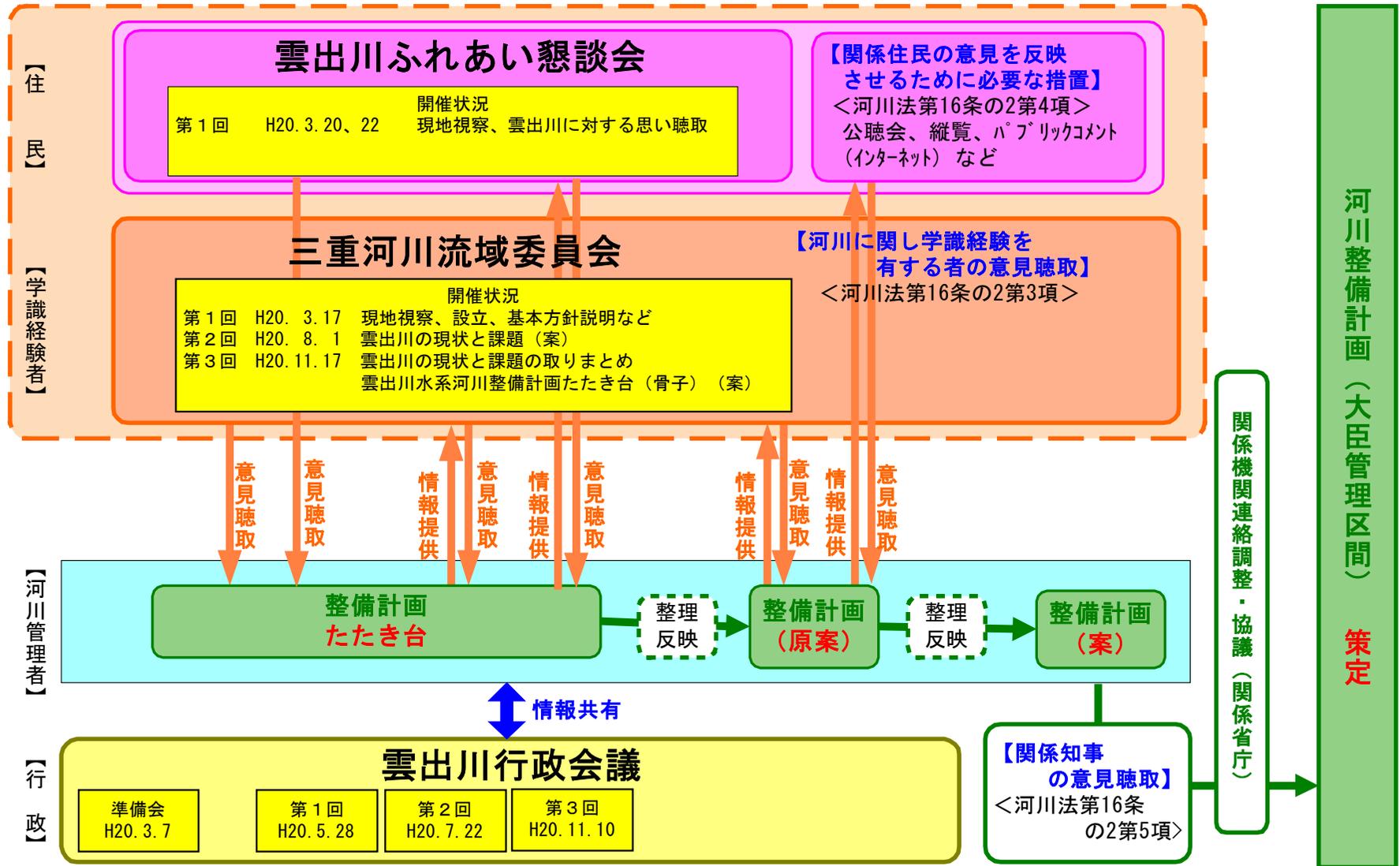
1. 流域委員会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
意見等がある場合は、事務局にお申しで下さい。所定の意見用紙により意見等を述べるすることができます。いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。
私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
携帯電話の使用は遠慮願います。
会議中のカメラ等による撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の委員長挨拶まで撮影は可能とします。
会議内容の筆記、録音等は可能とします。
その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
4. 流域委員会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

(情報公開)

委員会資料及び議事録については、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所ホームページなどで公表としますが、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。

雲出川水系河川整備計画(大臣管理区間)策定の進め方【概念的フロー図】

河川管理者は、住民・学識経験者に必要な情報提供を行い、意見聴取を図る。
また、河川整備計画策定プロセスにおいて、関係行政機関との情報共有を図る。



三重河川流域委員会 意見用紙

意見等ございましたら、この用紙に記入の上、事務局（受付）にお渡し下さい。

ふりがな 名前	
年齢・性別	歳 男 ・ 女
所属（職業）	
住所	〒 -
電話番号	
E-mail (お持ちの方はご記入願います)	
意 見	

取得した個人情報を事務局で適切に管理し、情報漏洩、紛失の防止に努めます。